

施設・ショートステイ利用時の食費・居住費の負担軽減について

介護老人福祉施設や介護老人保健施設、ショートステイを利用する場合、サービスの利用者負担（１割～３割）の他に、施設等における食費と居住費（滞在費）が原則として全額自己負担となります。

低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、一定の要件を満たした方を対象に、所得に応じた限度額を設け、食費と居住費（滞在費）の負担を軽減することができます。

軽減を受けるには申請が必要となり、次の適用条件にすべて当てはまる方が対象です。

＜適用条件＞世帯全員が住民税非課税。

別世帯の配偶者も住民税非課税。

預貯金等が一定の金額以下。

※有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年７月３１日までとなり、すでに認定証を交付されている場合でも、引き続き軽減を受けるためには更新申請が必要です。

※令和７年８月から支給要件の一部が変更となります。

制度の確認、申請を希望される場合は…

【問い合わせ先】介護保険事務所 保険給付班 0187-86-3911